

公益社団法人 静岡県農業振興公社

農地中間管理事業規程

平成26年3月24日策定
平成28年3月16日改正
平成29年3月30日改正
平成29年6月30日改正
令和元年7月5日改正
令和元年11月1日改正
令和3年6月30日改正

1 市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、全ての市町に対して業務委託を行い、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上で、農用地利用配分計画の案の作成を求めることとする。さらに、必要に応じて農業協同組合、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。

2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 人・農地プランが実質化されている区域、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地等の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。
- (2) なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等として次に掲げるもの及び理事長が別に定める借受けの判断基準に適合しないものについては、原則とし

て、農地中間管理権を取得しないものとする。

- ① 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地
- ② 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

(2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者がいない場合や借受希望者の希望する条件と農用地等の条件が合わない場合等の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

こうした事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集するものとする。

(3) 機構が農地中間管理権を取得する農用地等に所有権以外の権利関係が設定されているときは、事業の推進に支障を来さぬよう十分に留意するものとする。

4 借受希望者の募集等

(1) 借受希望者の募集は、毎年度4月1日から3月31日まで行う。

(2) 募集の区域は、市町又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町の意見を聞いて決定する。

(3) 機構は、当該区域における以下のことを明確にして募集を行うものとする。

- ① 農用地等の特徴（水田、畑、樹園地など）
- ② 担い手の状況

(4) 借受希望者は、以下のことを明確にして応募するものとする。

- ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
- ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- ③ 借受けを希望する期間
- ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
- ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）

(5) 機構は、インターネットの利用等により募集を行うものとする。

(6) 機構は、区域内に担い手が不足している場合については、他区域の法人経営体等に応募を働きかけることができる。

(7) 機構は、募集に応じた者については、以下のことを整理しインターネットの利用等

により公表するものとする。

- ① その氏名又は名称
- ② 当該区域内の農業者等、区域外の農業者等、新規参入者の別
- ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

5 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得

(1) 機構は、市町や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして以下の状況の把握に努める。

- ① 各区域の人・農地プランの作成・見直しの状況
- ② 当該区域の担い手の確保状況
- ③ 当該区域における機構の活用方針
- ④ 当該区域の遊休農地の現状及び今後の見通し

(2) 機構は、市町が農用地利用配分計画の原案を作成することが見込まれること、又は機構の同意を得た市町による賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）が作成されていることを原則として農地中間管理権を取得する。

(3) 機構は、所有者から貸出の申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化し、市町に情報提供する。

(4) 機構は、農地中間管理権の取得を、所有者からの申出に応じて協議するほか、所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

(5) 機構は、市町の作成する農用地利用集積計画により農地中間管理権の取得を行うものとする。

(6) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(7) 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定や発展に配慮して、極力10年以上となるようにするものとする。ただし、所有者との協議により短期の借受を行うことができるものとする。

(8) 機構は、利用意向調査によって機構への貸付の意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられ、借受希望者への貸付が行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当

該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

6 農用地利用配分計画の策定又は集積計画（一括方式）への同意

（1）基本原則

機構は、農用地利用配分計画の策定や集積計画（一括方式）の同意には以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者等の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

（2）機構は、（1）の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮することとする。

（3）貸付先を決定する場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者等の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、以下の優先順位を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

- ① 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、区域の話合い等で農用地利用調整の協議が整った者
ただし、隣接地の農業経営を行う者が規模拡大を目指す者が当該地域で借受を希望する場合は、協議の場に参加できるよう配慮するものとする。
- ② 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、当該農用地等に隣接する自作地又は借受地で農業経営を行う者
- ③ 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、当該区域内で農業経営を行う者
- ④ 当該農用地等に隣接する自作地又は借受地で農業経営を行う者
- ⑤ 当該区域内で農業経営を行う者

⑥ その他希望する者

(4) 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該区域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。ただし、農地の出し手から機構への貸付期間の終期と同じにすることを原則とする。

(5) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対して書面の交付により説明を行うものとする。

(6) 機構は、知事への農用地利用配分計画の認可申請又は市町の農用地利用集積計画（一括方式）への同意協議に当たっては、借受希望者の募集、地域農業者の協議、インターネット等を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

7 附属物の取扱い

(1) 機構は、機構から賃借権の設定等を受けた者（以下「借受者」という。）が行う附属物の取去等に対しては、その義務を負わないものとする。

(2) 機構は、農用地等に既に設置されている又は新たに設置される附属物の取扱いについては、当該農用地等の所有者と借受者の双方が協議の上、書面により合意することを求めるものとする。

8 賃料の水準等

(1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域の賃料情報等を十分に考慮して関係者の協議を踏まえ、機構が決定するものとする。

(2) 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者等の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(3) 機構が行う農用地等の貸借について、機構は手数料を徴収することができるものとする。

9 機構の有する農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

(1) 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

① 農地中間管理権の取得後又は機構の農用地等の貸付けが解除された後2年間を経

過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

③ 農用地等の借受者が賃料の請求を受けても支払いに応じないとき。

(2) (1)の①の規定に係わらず、理事長が別に定める場合は契約を解除しないことができる。

10 農用地等の利用状況の報告等

機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、借受者に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

11 農用地等の利用条件の改善を行う場合の実施基準

(1) 機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を行うことができる。

① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その借受者が利用条件の改善を希望しているとき。

② 当該区域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(2) 当該事業を実施する場合は、活用する事業や費用負担等を県、市町及び関係団体等と協議を行うものとする。

12 研修農場としての活用

機構は、農地中間管理権を取得した農用地等について、新たな担い手育成の観点から、地域、市町等関係機関と連携し、担い手の研修農場としての活用を推進するものとする。

13 相談又は苦情に応ずるための体制

機構は相談又は苦情に応ずる窓口を設置するとともに、インターネット等を通じて体制の周知徹底を図るものとする。

14 業務委託

- (1) 機構が市町等に対し農地中間管理事業に係る業務を委託することが適当なものについては、相手の同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして委託する。
- (2) 機構は、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に委託する場合は、当該組織の委託する業務を適切に行うことのできる能力等を確認するものとする。
- (3) 業務委託に当たっては、競争入札等により委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができる者として知事が指定した者への委託を進めるものとする。
- (4) 機構は、市町以外の業務委託先の名称及び住所を市町に通知し、市町と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

15 不適正な事案が生じた場合の対応

- (1) 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- (2) 機構は、(1)の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

16 その他

この規程の実施に関し必要な事項は、県と協議の上、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

なお、土地改良法等の一部改正に伴う規定については、改正法の施行日からとする。

附 則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。